



宣言

平成19年9月10日

飲酒運転撲滅を宣言しました

道路交通法の改正(6月15日)により、「飲酒運転の周辺者」に対する罰則が新たに加わり、

また運転者本人の罰則の引き上げなどの、飲酒運転・飲酒事故の厳罰化が9月19日から施行されました。

飲酒運転による交通事故は全国的に減少傾向であるものの、依然として悪質な飲酒運転による事故が後を絶たない状況を考慮し、町ではこの道路交通法が施行される機会に合わせ、9月

定例議会の同意を得て町をあげて飲酒運転撲滅を宣言することとなりました。



吉岡町飲酒運転撲滅宣言

交通事故をなくし、安全で快適な地域社会を実現することは、町民全員の切実な願いです。

とりわけ悪質で危険性の高い飲酒運転を撲滅するためには、運転手は勿論のこと、その家族や更には地域住民が丸となり、「飲酒運転は絶対にしてはならない。許さない。」という強い意識を持たなくてはなりません。

吉岡町は、飲酒運転ゼロを目指し、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけると共に、関係機関・団体とも連携を強化し、町民と一体となつて飲酒運転撲滅に向けて、全力を挙げて取り組むことを宣言いたします。

平成19年9月10日 吉岡町

相談

秋の行政相談週間

特設行政相談所を開設

行政相談委員に山畑さん

毎日のくらしの中で、道路や河川の整備、国、県、市町村の業務や特殊法人の業務に苦情や意見はありませんか？

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者です。行政機関や公団などの特殊

法人が行っている仕事に対する苦情や意見・要望を住民から受け、問題解決の促進を図ります。

相談は無料で、秘密は厳守されます。なお、特設日以外でも、口頭、電話、手紙などで、日々相談を受けていますのでご利用ください。

特設行政相談所

- ▼期日 10月19日(金)
- ▼時間 午後1時30分～4時
- ▼場所 文化センター2階和室
- ▼その他 相談は無料で、秘密は厳守します。



▲山畑昌子さん

▼問合せ先

役場総務政策課庶務行政室
☎54・3111(内線122)

守ろう！確かめよう！この最低賃金

群馬県最低賃金 1時間664円

群馬県最低賃金が、時間額654円から664円に改正となり、平成19年10月19日から適用されます。

▶問合せ先 群馬労働局労働基準部賃金室

☎027-210-5005

募集 吉岡中学校 臨時職員(公仕)を募集

吉岡中学校に勤務する臨時職員を募集します。

▼職務内容 吉岡中学校における公仕業務

▼雇用期間 平成19年11月1日から平成20年3月31日まで

▼勤務時間 午後0時～午後6時30分(実勤務時間6時間以内で運用)

▼賃金 町の規定による

▼応募要件 年齢65歳までの男性

▼募集人数 1人

▼申込期限 10月31日(水)

▼問合せ先

教育委員会事務局学校教育室
☎54・0044(内線593)



年金 免除・猶予などの承認を受けた人へ 保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の免除、若年者納付猶予または学生納付特例の承認を受けた期間については、10年以内であれば保険料を後からさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過し

た年数に応じて加算が付きま

す。追納する際には、原則として先に過ぎた月から順に納めることとなります。

もし、免除の承認を受けたまま追納しなかった場合には、その期間については、老齢基礎年金の年金額が、保険料を全額

納めた場合と比べて3分の1として計算されます。(4分の3免除の場合では2分の1、半額免除の場合では3分の2、4分の1免除の場合では6分の5としてそれぞれ計算されます。ただし、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。)

また、若年者納付猶予や学生納付特例を受けたままで追納しなかった場合には、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。

追納に関するお問合せ、お申

込みは、洪川社会保険事務所まで
お問い合わせ。

▼問合せ先

洪川社会保険事務所
☎22・1611



年金イメージ
キャラクター
舞ちゃん

隣保館改修工事に伴う 臨時休館のお知らせ

吉岡町隣保館では、施設の老朽化対策とバリアフリー化を目的とした改修工事を実施するため、次の期間中は臨時休館とさせていただきます。

平成19年10月9日(火)から
平成20年1月中旬頃まで

※工事の進捗状況により変更

なる場合もありますので、開館日が決定しましたら、広報などでお知らせいたします。

利用者の皆さまにはご不便をお掛けして誠に申し訳ございませんが、ご協力をお願い

いたします。

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室
☎54・3111(内線151)